

第59回ハイパーフォーラム

九州広域ICTプラットフォームシンポジウム in 大分
～危機管理情報の広域共有化に向けた取り組み～

プログラム

- ◇開会挨拶 武井 俊幸 (総務省九州総合通信局長)
- ◇来賓挨拶 平野 昭 (大分県副知事)
- ◇基調講演「危機管理対応情報共有技術による減災対策」
鈴木 猛康 (山梨大学大学院教授)
- ◇プレゼンテーション
「危機管理情報の広域共有化に向けた実証実験の取り組み」
コーディネーター 西野 浩明 (大分大学工学部准教授)
プレゼンター 小林 信喜 (九州総合通信局情報通信連携推進課 課長)
長友 信裕 (宮崎地域インターネット協議会 副会長)
広岡 淳二 (九州情報通信連携推進協議会 事務局長)
- ◇パネルディスカッション
「九州広域ICTプラットフォームによる安心・安全な地域社会の形成に向けて」
コーディネーター 尾家 祐二 (九州工業大学大学院教授)
パネリスト 池ノ上 克 (宮崎大学医学部長・産婦人科教授)【遠隔出演】
堀井 洋一郎 (宮崎大学農学部獣医学科教授)
宮川 明大 (石川県七尾市企画政策部情報政策課)【遠隔出演】
山崎 正幸 (九州経済連合会情報通信委員会企画部会長)
山戸 康弘 (大分県企画振興部IT推進課 課長)
- ◇閉会挨拶 尾家 祐二 (九州工業大学大学院教授)



2009年2月24日(火)に第59回ハイパーフォーラム(併催:九州広域ICTプラットフォームシンポジウムin大分/九州JGN2Plusシンポジウムin大分)を、大分市の大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)にて開催し、全国から出演者も含めると総勢92名のご参加をいただき、盛況のうちに終了しました。

今回のハイパーフォーラムでは、九州内における情報通信利活用の活性化に向けて、「九州広域ICTプラットフォーム調査検討会」で行った実証実験のデモンストレーション等を交えながら、危機管理情報共有化のための最新の技術動向や、広域ICTプラットフォームの実現に向けた制度的・技術的諸課

題とその解決策について、危機管理情報の専門家及び有識者、九州のICT関係者から広く意見をいただきました。

プレゼンテーションやパネルディスカッションでは、豊の国ハイパーネットワーク+JGN2Plus(総務省の実験用ネットワーク)を利用して、石川県と宮崎県から遠隔出演いただくなど、ハイビジョンネットワーク伝送の有効性も併せて検証しました。防災分野や医療分野など、県境を越えた危機管理体制の構築が早急に求められているものについては、参加者の意識が高く、議論にも熱が入りました。九州内の情報通信プラットフォームが、今後さらなる発展を予想させるシンポジウムでした。

(文責:ハイパー研 青木)

発行: 大分県 (担当課: 企画振興部IT推進課)

URL: <http://www.pref.oita.jp/>

編集: 財団法人 ハイパーネットワーク社会研究所 (担当: 菊池)

URL: <http://www.hyper.or.jp/> e-mail: post@hyper.or.jp tel: 097-537-8180

〒870-0037 大分市東春日町51-6 大分第2ソフィアプラザビル4F

この冊子は、再生紙を使用しています。

大分県・地域情報化の普及啓発情報誌 [ハイパーフラッシュ]

HYPER FLASH

Mar. 2009 vol.44

【特集】ハイパーネットワーク2009ワークショップ

今、問われる情報モラルとガバナンス

——地域で取り組む『情報公害(ネットいじめ・人権侵害・犯罪誘発…)』

財団法人ハイパーネットワーク社会研究所 研究企画部長 渡辺 律子

2

ストリートビューとプライバシーからLIFElogの問題まで

——今、ネットの世界で何が起きているか

ITジャーナリスト 佐々木 俊尚

4

第三者機関EMAの取り組みと法規制の動向

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 事務局 吉岡 良平

6

【連載】海外の情報化動向

モルドバにとってのネット社会 小国の生存とセキュリティ

財団法人ハイパーネットワーク社会研究所 副所長

会津 泉

8

【トピックス】

「大分県人権尊重社会づくり推進条例」を制定しました

10

【報告】

第59回ハイパーフォーラム

九州広域ICTプラットフォームシンポジウム in 大分

～危機管理情報の広域共有化に向けた取り組み～

12

ハイパーネットワーク2009ワークショップ報告

今、問われる情報モラルとガバナンス

—地域で取り組む『情報公害(ネットいじめ、人権侵害、犯罪誘発…)』

財団法人ハイパーネットワーク社会研究所 研究企画部長 渡辺 律子

2009年2月19-20日に、別府杉乃井ホテルにて、「ハイパーネットワーク2009ワークショップ」を開催した(主催:ハイパーネットワーク社会研究所)。今回は、「今、問われる情報モラルとガバナンス—地域で取り組む『情報公害(ネットいじめ、人権侵害、犯罪誘発…)』」をテーマに、子どもたちのケータイ利用の実態、国や企業の取り組みと課題、そして地域が取り組むべきことは何かを考える場として企画した。会議では高校生から70歳代のネットユーザまで98名が集い、2日間にわたり熱心に意見が交わされた。またその様子は地元の新聞やネット上のニュース記事等に掲載され、特に高校生の発表内容はかなり話題を呼んだが、それだけ大人が子どもの実態を良く知らないことを表しているとも言える。このハイパーフラッシュ44号ではワークショップの全体概要と講演内容に関連した記事を掲載し、ワークショップ特集号として報告する。

はじめに、セッション1では子どもの実態と問題、国や企業での取り組み状況と課題を確認した(コーディネータ:ハイパー研 渡辺律子、凍田和美)。千葉大学の藤川大祐氏は、「ケータイの子どもへの悪影響は、1.生活習慣、2.被害・加害(悪意ある大人からの被害や子ども同士の中傷など)がある。学校への持込禁止にしても問題が学校外で起きているため解決にならない。家庭に責任を押し付けても限界がある。事業者が抜本的な青少年対策をすべき」と指摘した。そして「フェールセーフや利用者の年齢に応じて利用できる範囲が自動的に変わる『標準未成年プラン』といったしくみが必要ではないか」と問題提起した。続いて、大分県内高校生(男子1名、女子4名)がケータイの利用状況について、質問に答える形で発表した。「ケータイは1日中手放せない。なくなったら挙動不審になる」と答える生徒もいる一方、中学校から利用している生徒は「高校2年生になって利用時間が減ってきた」とも話した。女子は主にブログやプロフなどを利用して、日々の出来事など友達と情報交換している様子だった。「リアル(今、どこにいて何をしているかなどをその都度発信する)」が流行しており、「友達の中にはリアルに友達の悪口を書く人もいた。

悪口などの書き込みからクラスでもトラブルになった」という声もあった。一方、ケータイ小説の作品を書いて投稿したり、イラストを書いてネット上の仲間とやり取りしたりなどで自分の世界を広げている生徒もいた。「高校生に対してケータイのルールなど言っても無駄。反抗しない素直な時期に教育すべき」といった意見も出された。このほか、株式会社ディー・エヌ・エーの田中陽子氏から、モバゲータウンの健全性強化の取り組みについて、またモバイルコンテンツ審査・運用監視機構の岸原孝昌氏から、EMAの成り立ちや取り組みなどについての発表があった(6,7ページ参照)。



討論では、高校の教員から「以前はPTAからケータイを学校に持ち込ませないでほしいと要望があったが、今はケータイの指導をしてほしいに変わった。入学説明会で気をつけることなど説明している」「生徒は授業よりも携帯に関心があり、指導に頭を悩ませている」と現場の悩みを述べた。全国高等学校PTA連合会高橋正夫会長は「利用の仕方を大人がきちんと伝えていくべき。フィルタリングの言葉が一人歩きして、具体的に仕組みを理解せず、親が安心してしまう。子どもと親と一緒にならべてリテラシー教育をしていけばよい」と話した。またKDDI株式会社の辻中伸夫氏から「責任の重い事業だと実感している。フィルタリングを利用者がカスタマイズ出来るように進め、また啓蒙活動(ルールマナー教育)を行っている。今回のワークショップでの貴重な意見などを反映していきたい」と述べた。他に参加者から「ユーザー同士で学びながら使ううちに賢くなる仕組みを作って欲しい」「進化するテクノロジーに対して、適切なモラルが必要」などの意見が出された。セッション2では、子供だけでなく社会全体が同じ問題を抱

えていること、状況も刻々と変わっていることなどを取り上げ、それぞれの立場で出来ること、出来ないことも確認する場とした(コーディネータ:ハイパー研 会津泉、藤野幸嗣)。ITジャーナリストの佐々木俊尚氏は、「今後は動画などその空間をデジタル化してとらえていくことがIT分野で日本がトップになれるのではないかな。ただしプライバシーと産業振興のバランスをどう考えるかが課題」と話した(4,5ページ参照)。続いてヤフー株式会社の別所直哉氏は、違法・有害情報対策の前提を「1.発信者を制限できない、2.何が書かれるかわからない、3.誰が書いたか簡単に突き止められない、4.コミュニケーション手段の悪用を防ぐには悪人を捕まえるしかない」とし取り組みについて説明した。また「違法・有害情報への対応を行ってきたが、有害ということを一企業が判断してしまっているのか、表現の自由に影響しないか、など躊躇している」と心境を語った。一方、韓国の状況について、韓国ITジャーナリストの趙章恩(チョウ チャンウン)氏は「韓国はPCの利用が中心。携帯からのネット利用ができるようになったのは最近である」「ネット上の誹謗中傷での自殺が多い。有害情報対策、青少年保護に対する委員会も多いが、政府の経済対策を批判しただけで警察に拘束される状況もあり、行き過ぎた規制が課題」と説明した。

2日目のセッション3は、問題解決のために地域で取り組むべきことは何かを考える場とした(コーディネータ:ハイパー研 会津泉、渡辺律子)。大分県教育庁生徒指導推進室の佐藤晃洋氏から「教育委員会は『携帯電話の持ち込みは原則禁止』という姿勢。ただ実際は学校におけるモラル教育、保護者との協力体制の構築が重要。ネットいじめ等相談窓口の設置やスクールカウンセラーの配置のほか、他の関係団体と連携していきたい」と発表した。スクールカウンセラーの江口敦子氏は「ここ数年、ブログでの誹謗中傷のトラブル相談が増えた。中には小学校でのトラブルを中学校までひきずって、登校拒否になってしまった子もいる。傷ついた子どもの心のケアが難しい」と深刻な状況を話した。ネット教育アナリストの尾花紀子氏は、自身の子どものプロフを紹介しながら「実際に使わせながら親がサポータを務めるべき。子どもに携帯を持たせて、親が自分の時間を確保しようとしているのは親のわがまま。大人が責任回避することはやめて、家庭、学校、地域の連携が必要。知識や判断力の育成などIT環境誕生前に育った大人たちにできることがある」とした。ネットスター株式会社の高橋大洋氏は、フィルタリング提供側が目指してい

る姿勢を説明したあと「フィルタリングだけでは解決できないことがあるため、保護者のリテラシー向上の取り組みに力を入れている」と話した。



最後の討論では「学校、保護者、どっちが悪いという議論ではなく、現実的な仕組みはないか」「企業努力をさらに期待する。事業者が未成年の利用状況を把握して学校・保護者に問いかけるのはどうか」「日本は心配しすぎ。韓国は学校の授業でITを使うので先生がITを使いこなし情報モラルは身に着けている。もっと子どもを信頼してはどうか」という意見が出された。

セッションのまとめとして、コーディネータの会津は「ワークショップは地域からスタートして、また地域に戻りそして新しいことが始まる。そのためのいろんなヒントをいただいた」とし、ハイパー研の公文理事長は「前向きに试试看というやり方もある。学校とPTAがケータイを積極的に活用していくこともいいのではないかな」と話した。最後にハイパー研の宇津宮所長より、「情報のライフラインになっているインターネットの利用には見えないものを想像する力が求められている。地域で起きている問題は世界の問題ととらえ、さらに取り組みをすすみましょう」という閉会の挨拶があった。

2日間にわたるプログラムでは、各セッションから交流会、夜なべ討論会の中で、学校関係者、保護者、事業者、学生などさまざまな立場から意見や課題が出された。問題を絞り込んで掘り下げることは難しかったが、違う立場の考え方や取り組みについてお互いに情報交換でき、貴重な機会になったのではないと思われる。このワークショップがそれぞれの今後の取り組みを進めるきっかけの一つになればと願うとともに、大分でも取り組みをさらに一歩進めたいと考える。

【参加者の感想(アンケートより抜粋)】

「それぞれの立場で発表され、普段の生活で気付けない視点をたくさんもらった」「大いに刺激を受け勉強になった」「今後の取り組みに活かしていきたい」「情報化していく社会に後ろ向きでいたらマズイと本気で思いました」「教員がもっと参加しやすい形で行われると良い」「議論するのはいいが、何らかのはっきりした方向性を結論づけてほしい」

※ハイパーネットワーク2009ワークショップのプログラムなど詳細はこちらをご覧ください。
http://www.hyper.or.jp/ws2009/

ストリートビューとプライバシーから LIFElogの問題まで

—— 今、ネットの世界で何が起きているか

ITジャーナリスト 佐々木 俊尚

道路から撮影した街の写真をウェブ上で見られるグーグルの新サービス『ストリートビュー』が昨年八月に日本でもスタートした。

これは驚くべきサービスだ。二〇〇九年二月現在、全国十二都市の道路に面したありとあらゆる風景が、閲覧できるようになっている。事業の詳細は明らかにされていないが、グーグルは一年以上の年月をかけ、屋根に全方向写真撮影の可能なカメラを搭載した自動車を走らせ、撮影データを用意したらしい。カメラの位置はおおむね二〜二・五メートルの位置にあり、少し見下ろした感じで街の様子を見渡すことができる。

しかし表通りから路地裏まで、個人宅の庭や時によっては窓越しに室内の様子までもが見られてしまうこのサービスは、当然のように「見られたくないプライバシーを見られてしまう」という批判を招いた。私が最近、ある企業系の審議会で同席した大学教授は、「自宅の住所が書かれた年賀状を送ると、自分の家の様子が勝手に見られてしまうという不安につながってしまう」と指摘した。そうして彼は「今までだと学生から来た年賀状にはすべて返事を書いていたんですけどね……彼らに自宅の写真を全部見られてしまうかと思うと、年賀状もおちおち送れなくなった」と詠嘆したのだった。

また元アイティメディア執行役員の樋口理氏は、自身のブログ『higuchi.com』で「日本の都市部の生活道路は生活空間の一部で、他人の生活空間を撮影するのは無礼です」と、日本国内でのストリートビューの中止を求めた。樋口氏によれば、生活空間と公共空間の境界

線が日本と欧米では異なり、路地裏のような場所は日本では生活空間の一部となっている。だからこの場所を撮影してストリートビューとして一般に公開するというのは、プライバシーを侵害する無礼な行為である、という指摘だ。

たしかに日本の下町の路地にはかつて、通りに面した場所に木戸があり、夜になれば防犯のために閉めていた。木戸の内側の路地は洗濯や料理、子供の遊び場といった生活空間になっていて、これはいまま東京の下町の風景にも受け継がれている。こうした場所まで撮影したグーグルの行為は、軽率だと批判されても仕方なかったかもしれない。

しかし——である。

ストリートビューは、リアル空間をITがこじ開ける世界の最初の第一歩に過ぎない。さまざまな国で、さまざまな企業や研究者がリアル空間を対象にした技術開発を進めており、おそらく今後の十年でITの世界は一変することになるだろう。

たとえばカーナビは今のところ、車のダッシュボードに設置された液晶モニターでしか地図や道路情報を見ることができない。だが現在研究が続けられているのは、こうした情報を車のフロントウィンドウにそのまま投影してしまう技術だ。目の前にウィンドウ越しに見える交差点に、進行方向の矢印などをかぶせて表示し、どの方向に曲がるのかをもっとリアルにわかるようにしようというのである。これが実現すれば、複雑な交差点でカーナビの指示がはっきりわからず、どの方向に曲がればよ

いのか迷ってしまう、ということが無くなる。

こうした技術はAR (Augmented Reality、拡張現実) と呼ばれる。ARはいまや研究室の実験でのフェーズは終えて、実証実験や実サービスに近いところまでやってきている。

たとえば『電脳フィギュア ARis』という名前の商品が、芸者東京エンターテインメント (GTE) 社から昨年発売されている。これはソフトウェアと「電脳キューブ」という小さなボックスから成り立っている製品で、ソフトウェアをインストールし、USB接続のカメラなどで電脳キューブを撮影すると、キューブの上にバーチャルなフィギュアの女の子が出現して動き回るといったものだ。電脳キューブに書かれているパターンをカメラで認識し、このパターンがリアルタイム画像の中にあれば、その上にバーチャルなオブジェクトを配置するという典型的なARのアプローチを使っているのである。

またトンチドットというこれも一風変わった名称のペンチャーは、昨年アメリカで開かれた「テックランチ50」というイベントで、「Sekai Camera」という技術をデモンストレーションし、喝采を浴びた。ケータイの画面の中に映っている目の前の風景。その風景の中に存在する建物や店、壁画などの物体をオブジェクトとして認識し、それらの上にバルーンでビル of 名称などを表示してしまうという技術である。

この技術が進展していくと、リアルの世界に存在するすべての物体——建物や道路、街路樹、店、駅、バス停留所までもがすべてオブジェクトとして扱われるようになり、インターネットからダイレクトに検索できることになる。これがストリートビューと融合するとどうなるか。いまはただビットマップの静止画像としてしか表示されていないストリートビューの中の風景が、まったく別の意味を持って立ち上がってくるのは間違いない。

さらに、ストリートビューのようなサービスをリアルタイムの動画として扱おうという動きも始まっている。たとえば日本の通信キャリアのウィルコムは、高速なデータ通信が可能になる次世代PHS『ウィルコム・コア』の投

入にあわせて、全国に十六万か所ある基地局にカメラや気象センサーなどを設置していく計画を明らかにしている。

このカメラがくまなく張り巡らされれば、あらゆるところでリアルタイムの撮影が可能になる。これまで有料道路や幹線道路でしか把握できなかった渋滞状況を、もっと細い道路にまで広げて認知することが可能になる。

さらにはすべての自動車にカメラと気象センサーを搭載するように義務づければ、車が通るすべての道路の渋滞状況、ありとあらゆる場所の気温と湿度の情報が入手できるようになり、渋滞情報や天気予報の精度は圧倒的に高まるだろう。

この先には、人間も検索可能になる時代がやってくる。携帯電話というきわめてリアルに近いデバイスを使い、その人がどんな通話をしていて、どんなウェブを閲覧し、誰とメールのやりとりをしているのか。GPS (全地球測位システム) を使い、その人がどの位置にいまいるのか。おサイフケータイの機能を使い、その人がどの駅の自動改札を通過し、どのコンビニで買い物をしたのか。加速度計や電子コンパスを内蔵している最新型のケータイなら、その人が走っているかどうか、どちらを向いているかということまでも認識できる。

こうした人間の行動をすべて捕捉していくことを、「ライフログ」と呼んでいる。いずれはストリートビューやARのようなリアル空間をコントロールする技術は、ライフログと融合していくことになるだろう。

「現在、渋谷駅ハチ公前広場には863人が立っています。年齢層は20歳代391人、30歳代259人、40歳代114人……」といった情報が、グーグルマップ上に表示される。そうしてハチ公前のストリートビューをチェックすれば、そこに映っているリアルタイムの群衆の中から、自分の友人だけをグーグルは拾い上げ、その友人の頭上に「フレンド」という吹き出しを表示してくれる——。

そんな時代が、遠からずやってくるのは間違いない。そのときにプライバシーに対する感覚はどう変わっているのだろうか。

第三者機関EMAの取り組みと法規制の動向

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 事務局 吉岡 良平

違法・有害情報対策の検討開始

携帯電話やそれを使ったインターネットが急速に発達・普及し、多くの子どもたちが携帯電話を利用するようになりました。しかし「学校裏サイト」によるネットいじめの問題や「出会い系サイト」により子どもたちの被害が社会問題化し、子どもたちのケータイ・インターネット利用について議論が巻き起こりました。

総務省は2007年11月に「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会(以下:検討会)」を設置し、12月10日には総務大臣要請として携帯電話事業者などに対してフィルタリングの導入促進のための取組強化が要請されました。検討会では、既存のフィルタリングの改善検討が進められ、子どもたちのケータイ・インターネット利用には、アクセスできるサイトを携帯電話事業者が選んだホワイトリスト方式ではなく、保護者の特別な意思表示がない限り、より不要なアクセス制限の少ないブラックリスト方式(特定分類アクセス制限方式)を原則適用することが妥当としました。また子どもたちの利用に配慮したサイトをアクセス制限としないためのサイトの審査・認定やアクセス制限の対象分類(カテゴリー)の検討を行う民間の第三者機関の必要性も指摘されました。これらは2008年4月25日に「中間とりまとめ」として公表され、同日付で再度総務大臣からも「携帯電話・PHSのフィルタリングサービスの改善等に関する携帯電話事業者等への要請」が出されました。

違法・有害情報対策の法制化

一方政界でも法制化が進められ、自民・民主両党による協議の結果、6月6日に議員立法として衆議院本会議を可決・通過しましたが、一部国による関与、規制色が残ったため、既に第三者機関として設立していた有限責任中間法人(現:一般社団法人)モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(以下:

EMA)をはじめ、インターネット事業者や教育関係者、社団法人日本新聞協会などから、意見書や声明文が出されました。参議院において「政府が表現の自由を侵したり、多様な情報の発信やアクセスの制限を不当に制約しないこと、事業者や事業者団体の自主的な取組を尊重し、有害情報の判断や基準の設定に干渉せず、支援を行うこと」などが付帯決議され、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下、青少年インターネット利用環境整備法。2009年4月1日施行)」として、6月11日に可決・成立、18日に公布されました。従って本法律は、一般的には「規制法」と呼ばれることが多いですが、その実態は利用環境の「整備法」と解すべき内容となっています。

法律施行に向けた動き

検討会では「青少年インターネット利用環境整備法」の公布後、施行に向けて「安心ネットづくり」促進プログラムの策定に着手し、2009年1月14日に「最終取りまとめ」、16日には総務省から「安心で安全なインターネット環境整備のためのプログラム」が公表されました。また、産学連携の組織として民間や地域での取組を収集・紹介、インターネット利用環境整備に関するアイデアの共有、それを発展させる議論の場の提供、民間企業等が依拠できる自主憲章等の策定と普及などを目的とした「安心ネットづくり」促進協議会が2008年10月に発足。さらに21日には実務家間で迅速かつ正確な情報共有を実現する政府、事業者、関係団体等、関係セクターのワンストップスキームとして、「違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」が内閣府に設置されました。

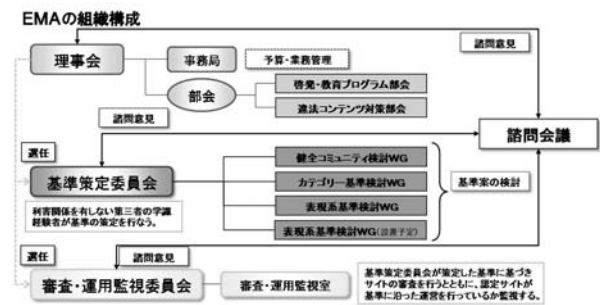
第三者機関は、2007年12月から設立準備が始められ、2008年4月8日にEMAが初の第三者機関として設立、30日に設立記念総会を開催しました。また、5月に有限責任中間法人インターネットコンテンツ審査監視機構(I-ROI)も設立され、複数の第三者機関による取組が開始されました。一方、携

帯電話事業者は、子どもたちの既存利用者に対し、2009年1月より保護者の特別な意思表示がない限りブラックリスト方式(特定分類アクセス制限方式)のフィルタリングの原則適用を開始しました。

EMAの役割と取組

EMAの主な活動は、以下の通りです。

1. 青少年の利用に配慮したモバイルサイトの審査、認定及び運用監視業務
2. 青少年保護と健全育成を目的としたフィルタリングの改善
3. ICT(情報通信技術)リテラシーの啓発・教育活動



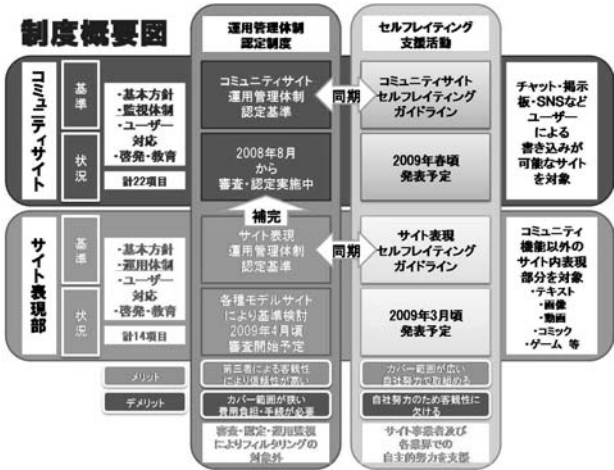
EMAは、設立準備段階から携帯サイトにおける青少年の保護と健全育成の実行性ある施策を検討しており、その取組の始めとして掲示板やSNSなどのコミュニティサイトについて検討を行いました。これらのサイトは、運営者が有害な書き込みの排除に多大な努力をしても、アクセス制限対象となります。EMAは、第三者機関として策定した基準を満たしたサイトについてアクセス制限対象から除外すべく、2008年6月末に「コミュニティサイト運用管理体制認定基準」を公開、7月22日にサイトの審査申請の受付を開始しました。8月28日には第1回認定として5つのサイトを発表、2009年2月13日現在19のサイトが認定されています。

また、有害でないサイトでもフィルタリング会社がアクセス制限対象カテゴリーに分類した場合、一律にアクセス制限となる問題を改善すべく、アクセス制限対象カテゴリーについても検討を行いました。一般から2度の意見を募集し、9月4日付で携帯電話事業者とフィルタリング会社に対して、カテゴリー選択とカテゴリーの在り方について意見書を発表。その主な内容は、「検索キャッシュ」「同性愛」「伝統的な宗教・宗教一般」「政治活動・政党」のカテゴリーをアクセス制限対象外とする提言のほか、複数のカテゴリーについて、細分化など

により必要以上のアクセス制限とならないように要望しました。これに対して9月12日付で社団法人電気通信事業者協会及び各携帯電話事業者は、2009年初頭から既存の子どもの携帯電話利用者へのフィルタリングの原則適用と前後して、EMAが審査・認定したサイトを閲覧可能、さらにアクセス制限対象カテゴリーについても意見を踏まえ、各社が改善する旨を発表しました。

EMAでは、子どもたちを保護すべき携帯フィルタリングの改善と並行して、健全な育成を目的とした啓発・教育にも力を入れています。基本プログラムとして「ケータイ・インターネットの歩き方」を7月に策定し、認定サイトには設置を義務付けています。また教材の拡充、販売店や教育現場との連携などを企図した「啓発・教育アクションプラン」を9月に発表しました。12月には「ケータイ・インターネットの歩き方」の動画版を発表、これを用いた実証教育プログラムとして、携帯電話販売店頭による啓発・教育の企画、教材提供などを行っています。

現在、更なる携帯フィルタリングの改善のため、コミュニティサイト以外の一般のサイトについても、表現についての基準(サイト表現運用管理体制認定基準)の策定を進めており、これによりコミュニティサイトと合わせて、サイト全体について審査・認定を実施することが可能となります。審査・認定は、客観性がある一方で、サイト全般に対して包括的な対応ではないため、サイト運営者が自主的に子どもたちのサイト利用に配慮するゾーニング(年齢別に制限すること)やセルフレイティング(発信者自身が自分のページを格付けすること)の取組を支援できるよう、ガイドラインの策定なども進めています。EMAではこれらの活動により、子どもたちのケータイ・インターネットの充実した利用環境整備に努めています。



モルドバにとってのネット社会

小国の生存とセキュリティ

財団法人ハイパーネットワーク社会研究所 副所長 会津 泉

前回に続いて、昨年の海外調査の報告を続けよう。モルドバという国を聞いたことがある人はどのくらいいるだろうか？私自身、ドメイン名の国際管理機関ICANNの会議でモルドバ人と出会うまでほとんど何も知らなかった。

訪問前に、前述の知人から、経済的に貧しいためにインターネットの普及も遅れていると聞いていたから、実際に訪問するまで、ICTのもつ社会的な影響も低く、サイバーセキュリティについても関心はないものと想定していた。この想定は良い意味ではずれた。

* * *

地理・社会・産業経済の状況

モルドバ共和国は人口約380万人、西はルーマニア、それ以外はウクライナと国境を接する内陸国で、面積は3万4千平方キロと九州より一回り小さく、日本の10分の1以下だ。一人あたりGDPは1260米ドル(2007年)で、ヨーロッパの最貧国である。

旧ソ連の15の共和国の一つで、冷戦終結、ソ連の崩壊に伴って1991年に独立し、CIS(独立国家共同体)の一員となった。民族、歴史はルーマニアに近く、言語、文化も共通点が多い。

人口構成は、モルドバ人が75%、ウクライナ人8.4%、ロシア人5.9%で、残りはトルコ系少数民族のガガウス人とルーマニア人である。

公用語はルーマニア語に非常に近いモルドバ語だが、現政権はロシア語重視政策を進め、政府内部でロシア語が公然と使用されている部署もある。

農業以外の産業はとくに発達していない。旧ソ連は「分業」政策を推進し、工業は一部例外を除いてウクラ

イナに集中させたため、モルドバでは工業は発達しなかった。産業インフラの集積のないモルドバは大きなハンディを抱え、独立後かえって生活水準が下がった。

農業ではワイン生産が目立つぐらいだ。高品質のワインも多いが、大半はソ連時代の伝統に沿ってロシアに輸出される。資源も不足し、天然ガスはロシアに依存する。最近のロシアのウクライナへのガス供給停止の影響を直接受け、他のヨーロッパ各国と同様、ガスがほとんど止まり、大きな被害が出た。住民はロシア政府を非難している。

首都キシナウから郊外に出かけたとき、道路にはモスクビッチなど旧ソ連時代の自動車が目立ち、農村部はロバの荷車が多かった。同行した友人は「独立後、経済が悪化してから荷車が増えた。以前は考えられなかった」という。

政治家の腐敗が進行し、ソ連時代の方がましだったという声が強まり、1994年には共産党が選挙に勝って復権し、現在に至っている。

経済は出稼ぎ者による海外からの送金でもっている。海外送金額は公式統計で年間11億米ドル、1000億円と輸出額を上回り、GDPの4割に達する。人口の2割、100万人以上が先進諸国に出稼ぎに出かけている。

世界銀行の調査では、モルドバの電話普及率は、固定が人口比26.6%、携帯が35.4%で、インターネットは19%、約80万人が利用している。2000年の1.3%からは大幅に伸びた。パソコンは100人あたり9.0台、テレビの世帯普及率は82%だ。(註)

沿ドニエストル問題

小国だが、内紛を抱えている。国の北東部、ドニエス

トル川東岸のトランスニステリア地域のロシア系住民が、1990年に「沿ドニエストル共和国」の独立を宣言、中央政府との武力紛争となり、駐留ロシア軍が介入・支援するなど、多数の犠牲者を出す流血の事態となった。

モルドバ独立後、1992年にロシアとの和平協定が調印されたが、現在もこの地域は事実上「沿ドニエストル共和国(人口約50万人)」の統治下にあり、中央政府の支配は及んでいない。国際社会は独立を認めていないが、麻薬や武器の密輸など、国際犯罪集団には絶好の「隠れ家」を提供しているという。

ロシアも参加する欧州安全保障・協力機構(OSCE)首脳会合で、2002年を期限にロシア軍の撤退が決議されたが、現在まで実施されず、解決の目処はたっていない。

グルジアやエストニアをはじめ、旧ソ連諸国にはこうしたロシア系住民が残留した地域が多く、各地で紛争の震源地となっている。これはスターリン時代からの伝統的な攪乱政策なのだと、友人は苦い口調で説明する。

サイバーセキュリティに高い関心

今回は、政府の特別電気通信庁の局長らとの会合が開かれた。彼らはサイバーセキュリティ政策を担当し、日本の取り組み状況にも熱心に耳を傾けていた。

この会合で渡されたロシア語の報告書を帰国後グーグル翻訳で英訳したのだが、その内容にはかなり驚いた。以下さわりを紹介しよう。

情報空間が急速にグローバルに拡大するなか、それに対する脅威もまた増大している。情報資源はいまや、国家にとって戦略的な重要性をもつ。国家間の「情報紛争」の最高形態が「情報戦争(information war)」で、中近東、バルカン、2008年8月のグルジアの南オセチア紛争などは、そうした戦争の要素がすでに発生しているといえる。

モルドバでも、トランスニステリア紛争と分離独立主義者の存在は、国家に敵対する情報戦争の前提条件を提供し、共和国の通信システムの正常で円滑な機能を阻害する脅威となっている。

そうしたサイバー戦争の主体として、テロリスト集団や犯罪組織が増大している。

インターネットに代表されるトータルなコミュニケーションの時代には、情報が電子メディアに前例のない規模

で集中し、情報セキュリティへの脅威も増加している。一国の安全保障とその構成要素である政治、経済、国防その他の分野の安全保障は、その国の情報インフラのセキュリティに直接依存していることは、もはや明確だ。

2007年のエストニアへのサイバー攻撃に際して、そのトランスニステリアから攻撃があったことに注目してこう指摘している。

モルドバ議会の総選挙が間もなく実施されようとしている現在、サイバーセキュリティは緊急課題である。2007年にバルト諸国で発生したような、国家の通信システムを破壊する事件へと発展しかねず、政治的圧力をかけるためにインターネットを積極利用する可能性が存在しているのだ。

どちらかといえば親ロシア政策をとる政府だが、米国や日本からも多額の援助を受け、東西の狭間を上手に立ち回る。彼らは、サイバー攻撃は政府内部の重要な通信手段・システムへの脅威に加えて、選挙結果や政府への信頼を左右する力をもつ国民のメディアとしてのインターネットへの脅威だと捉えている。

たとえ普及率は低くても、海外との情報手段であり、国民の政治的な意見を大きく左右する手段であるインターネットのもつ社会的政治的な重要度が過小評価されていないことを、あらためて知らされた。



政府特別電気通信庁
ドノス局長との会談



モルドバと隣国

註：http://devdata.worldbank.org/ict/mda_ict.pdf

「大分県人権尊重社会づくり推進条例」を制定しました

人権が尊重される社会づくりをすすめるために

21世紀は人権の世紀といわれています。しかし、世界では、未だ、紛争が絶えることはなく、少数民族などマイノリティーの人々の安全や生活が脅かされています。また、国内でも、女性、子ども、高齢者等に対する暴力や虐待事件は増加の傾向にあり、一方でインターネットを悪用した同和地区出身者等のプライバシー侵害事件も起こっています。さらに、障がい者や外国人などの生活をめぐる厳しい状況は、安心な生活や生存に対する脅威となっています。

人権を取り巻くこうした厳しい情勢に鑑み、世界人権宣言や日本国憲法が基調とする人間の尊厳や「自由と基本的権利」が尊重される社会づくりを進めるために、県では、大分県人権尊重社会づくり推進条例を制定し、平成21年4月から施行することとしました。

→→→→企業・団体等の役職員の皆様は以下の点をご留意くださるようお願いします

(条例の詳細は、大分県人権ホームページ <http://www.pref.oita.jp/13700/kakuritsu/index.htm> を参照願います)

【前文】

人権が一人ひとりの人間の尊厳に基づく固有で不可侵な権利であること、また、人権が相互に共存されるべきことの重要性を規定しています。

特に解決すべき人権の課題として「社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障がい、疾病等」による不当な差別をあげています。この中で、「社会的身分、門地」による人権侵害とは、主には同和問題を示すものです。

【第2条】

人権尊重施策の実施にあたって、①各人の自己決定・自己実現を保障・尊重する手法がとられているか、②社会に存在する差別・不合理な較差の解消に役立つのか、③多様な価値観を認め合う共生社会を展望するものか、の3つを基本理念とします。

【第5条】

特に企業においては、「企業の社会的責任」(CSR)の積極的な推進をふまえて、事業活動の中で人権が尊重される社会づくりに取り組むことを求めています。

【第7条】

県がすすめる人権尊重施策は、①人権教育・人権啓発その他人権意識の高揚を図るための施策、②相談・苦情解決その他人権侵害の救済に関する施策、③社会的弱者に係る人権の諸課題に関する取組、の大きく3つがあります。

この中で社会的弱者に係る人権の諸課題に関する取組とは、人権の重要課題8分野(同和問題・女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人・医療をめぐり人権・その他様々な人権)に関する人権教育・啓発や権利保障の取組をいいます。

【第8条】

国の同和对策審議会答申が出された昭和40年8月を記念して、毎年8月を「差別をなくす運動月間」とし、差別解消に関する集中的な教育・啓発を行います。また、世界人権宣言が国連で採択された1948年12月10日を記念して毎年12月4日～10日を「人権週間」とし、人権尊重に関する幅広い教育・啓発に取り組めます。

【第9条】

県内の個人・団体が、人権が尊重される社会づくり、特に教育・啓発に関して、先進的又は特徴的な取組を行ったことに対して、県のイベント等の際に表彰します。併せて県の広報媒体を活用して広く県民にお知らせします。

【第10条】

事業所の人権研修又は地域の人権啓発活動に積極的に取り組む企業・団体に対して、県と協定を結び、研修講師の派遣、啓発・研修資料の提供、ホームページ等県の広報媒体を活用したPRを行うなど、取組を支援します。

大分県人権尊重社会づくり推進条例の概要

前文：人権の理念・人権の諸課題・人権尊重の意義

第1章 総則

第1条(目的) 人権が尊重される社会づくりの推進

第2条(基本理念) 自己決定の尊重と自己実現の追求・差別や不合理な較差の解消・共生社会の実現

第3条(県の責務)

・施策の策定、実施
・県民等との連携と協働
・必要な措置

第4条(県民の責務)

・自発的な取組
・県の施策に協力

第5条(事業者の責務)

・自発的な取組
・県の施策に協力

第6条(市町村との協働)

・県との相互協力

具体的な施策

第2章 人権尊重施策の実施

第7条(基本方針)

・基本方針の策定 ・実施計画の策定

第8条(月間・週間)

・8月「差別をなくす運動月間」
・12月4日～10日「人権週間」 } 集中的な啓発

第9条(顕彰)

・模範取組の顕彰

第10条(事業者への支援)

・人権教育・啓発活動に対する支援

第11条(調査研究)

・県民意識調査等

第12条(年次報告等)

・年次報告書の作成、公表

意見の反映

第3章 審議会

第13条(大分県人権尊重社会づくり推進審議会)

・審議事項

第14条(組織・任期)

・20人以内 ・2年

第4章 雑則

第15条(委任)

・規則の制定

平成21年2月 大分県生活環境部人権・同和对策課(TEL 097-506-3175 企画班)

〔本ページの内容に関するお問い合わせ先〕

大分県生活環境部人権・同和对策課

TEL: 097-506-3175 FAX: 097-506-1751 E-Mail: a13700@pref.oita.lg.jp